

## 調査のあらまし

### 1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2 調査の根拠

工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって施行される指定統計調査（指定統計第 10 号）である。

### 3 調査の期日

平成 18 年 12 月 31 日現在で調査した。

### 4 調査の範囲

日本標準産業分類による「F-製造業」に属する事業所（ただし、国に属する事業所は除く。）である。

### 5 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所については「工業調査票乙」により申告義務者の自計申告の方法で調査した。

### 6 産業の格付

日本標準産業分類による中分類（2 ケタ分類）を用いた。なお、平成 14 年調査から産業分類（日本標準産業分類第 11 回改訂）が改訂されたことに伴い、平成 13 年以前の数値も新産業分類に対応するよう、組替えて掲載した。このため、以前に公表した数値と相違がある。

なお、本資料の 115 ページに「日本標準産業分類第 11 回改訂新旧対照表（製造業分）」を掲載している。

### 7 集計

従業者 4 人以上の事業所について集計したものであるが、休業していた事業所、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所については集計から除外している。

## 8 集計項目の説明

- (1) 事業所数は、平成 18 年 12 月 31 日現在の数値である。なお、事業所とは一般に工場、製作所、製造所あるいは加工所等と呼ばれ、1 区画を占めて主として製造または加工を行っている所である。
- (2) 従業者数は、「個人事業主及び無給家族従業者」と「常用労働者」（内訳：正社員、正職員等、パート、アルバイト等、出向・派遣受入者）数からなる。なお、常用労働者とは次のいずれかの人をいう。
- ア 期間を決めず、または 1 か月を超える期間を決めて雇われる人。
- イ 11 月、12 月の各月において、それぞれ 18 日以上雇われている人。
- ウ 親企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者。
- エ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている人。
- オ 事業主の家族で、その事業所に働いている人のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている人。
- (3) 現金給与総額は、平成 18 年 1 年間に、従業者に対して決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与（常用労働者に対する退職金、解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時日雇の人に対するすべての給与）の額の合計である。
- (4) 原材料使用額等は、平成 18 年 1 年間ににおける原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費であり、消費税を含んだ額である。原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の実際に使用した総使用額であり、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいる。
- また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含んでいる。
- 燃料使用額とは、生産段階での使用額、荷役運搬用及び暖房用の燃料費、購入ガスの料金、自家発電用の燃料費等が含まれる。
- 電力使用額とは、購入した電力の使用額であり、自家発電は含んでいない。
- 委託生産費とは、原材料または製品を他の事業所に支給して、製造または加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

- (5) 製造品出荷額等は、平成 18 年 1 年間に於ける、製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たクズ・廃物の出荷額、及びその他の収入額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

製造品出荷額とは、工場出荷額によっており、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したのもも含んでいる。製造工程から出たクズ・廃物の出荷額は含まない。

加工賃収入額とは、他の所有に属する原材料または製品に対して、賃加工して平成 18 年中に引き渡したのものに対して、受け取った加工賃及び受け取るべき加工賃である。

粗付加価値額は、次の算式によっている。

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{内国消費税額} (*) + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

(\*) 内国消費税額（製造品出荷額に含まれる。）とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額または納付すべき税額の合計である。

- (6) ここに掲げる統計表中の産業類型(3 区分)に属する産業は以下のとおりである。

基礎素材型産業 : 木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製品製造業、金属製品製造業

加工組立型産業 : 一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業

生活関連型産業 : 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、衣服・その他の繊維製品製造業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業

## 9 利用上の注意

調査結果は、経済産業省が公表する確報値を使用しているが平成 14 年以前の地区別結果、従業者規模別結果は本市の独自集計による概数値である。

(参考) 「日本標準産業分類第11回改訂新旧対照表(製造業分)」

平成14年3月7日改訂(告示),平成14年10月1日調査から適用

旧分類	新分類(第11回改訂)
F - 製造業	
12 食料品製造業	<u>09</u> 食料品製造業
13 飲料・たばこ・飼料製造業	<u>10</u> 飲料・たばこ・飼料製造業
14 繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)	<u>11</u> 繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)
15 衣服・その他の繊維製品製造業	<u>12</u> 衣服・その他の繊維製品製造業
16 木材・木製品製造業(家具を除く)	<u>13</u> 木材・木製品製造業(家具を除く)
17 家具・装備品製造業	<u>14</u> 家具・装備品製造業
18 パルプ・紙・紙加工品製造業	<u>15</u> パルプ・紙・紙加工品製造業
<u>19</u> 出版・印刷・同関連産業	<u>16</u> 印刷・同関連業 (出版業が大分類 H - 情報通信業へ移行)
20 化学工業	<u>17</u> 化学工業
21 石油製品・石炭製品製造業	<u>18</u> 石油製品・石炭製品製造業
22 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	<u>19</u> プラスチック製品製造業(別掲を除く)
23 ゴム製品製造業	<u>20</u> ゴム製品製造業
24 なめし革・銅製品・毛皮製造業	<u>21</u> なめし革・同製品・毛皮製造業
25 窯業・土石製品製造業	<u>22</u> 窯業・土石製品製造業
26 鉄鋼業	<u>23</u> 鉄鋼業
27 非鉄金属製造業	<u>24</u> 非鉄金属製造業
28 金属製品製造業	<u>25</u> 金属製品製造業
29 一般機械器具製造業	<u>26</u> 一般機械器具製造業
30 電気機械器具製造業	<u>27</u> 電気機械器具製造業
	<u>28</u> 情報通信機械器具製造業 (電気機械器具製造業から分離)
	<u>29</u> 電子部品・デバイス製造業 (電気機械器具製造業から分離)
31 輸送用機械器具製造業	<u>30</u> 輸送用機械器具製造業
32 精密機械器具製造業	<u>31</u> 精密機械器具製造業
<u>33</u> 武器製造業 (その他の製造業の小分類項目に移行したため廃止)	
34 その他の製造業	<u>32</u> その他の製造業

\* \_\_\_\_\_ (下線部分) が今回改訂における変更箇所である。